

## 神奈川県告示第 336 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 34 条の規定により、起業者から次のとおり収用及び使用の手続を開始する旨の申立てがあった。

平成 27 年 6 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### 1 起業者の名称

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

### 2 事業の種類

横浜国際港都建設都市高速鉄道事業第 7 号相鉄・東急直通線

### 3 手続が開始される土地

#### (1) 収用の手続が開始される土地

横浜市神奈川区羽沢町字天屋地内

#### (2) 使用の手続が開始される土地

横浜市神奈川区羽沢町字天屋及び字大道地内

同 港北区大曾根一丁目及び樽町二丁目地内

### 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

横浜市神奈川区総務部区政推進課及び港北区総務部区政推進課